

日時・場所	令和2年4月13日（月）8時45分～ 第1委員会室
出席者	山仲市長、西村教育長、田中議会事務局長、川端政策調整部長、吉川病院事務部長、市木総務部長、長尾市民部長、吉田健康福祉部長、赤坂健康福祉部政策監、三上都市建設部長、武内環境経済部長、杉本教育部長、遠藤会計管理者、川尻政策調整部次長、北脇広報秘書課長、事務局（企画調整課）

1. 市長指示事項

- ・新型コロナウイルス感染症対策のため、この会議も広い部屋に変更し、できるだけ出席者の間隔を開けて開催することとした。県内、国内、海外でもまだ収まっていないため、従前にも増して対応をお願いする。現在のところ、市内では幸いにも落ち着いている状態である。
- ・事務的な対応として、時差通勤をする制度やカウンターにスクリーンを設ける等、抜けていることを可能な限り詰めていく作業を進めてもらいたい。
- ・県営の湖岸緑地については、従前から夜間の宿泊キャンプを認めている管理について、市から改善を求めているが対応されていないことから、今回の緊急事態宣言を受け、改めて文書にてキャンプを禁止し、本来の利用に限定するよう求めたところ、県でバリケードを設置して対応された。できるだけ隙がないように、それぞれの分野で対応してもらいたい。

2. 議題

① 外国人支援業務について（通訳・翻訳）

今年度から外国人への通訳・翻訳については、民間事業への委託により実施する。対応可能言語が13言語となり、また、通訳についてはテレビ電話の利用により即時対応が可能となる。テレビ電話用タブレット端末を2台導入し、企画調整課にて保管する。翻訳についても13言語に対応可能となる。

② 令和2年度人事評価に関するスケジュール等について

令和2年度における人事評価に関するスケジュールをお知らせする。4月20日（月）以降順次、組織目標の設定、個人目標の設定をお願いする。新所属長向け及び新規採用職員向けの研修会については、現時点では開催する予定である。

③ 野洲市税条例及び野洲市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、野洲市税条例及び野洲市税条例等の一部を改正する条例について、所要の改正を行う。

④ 野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（専決）

地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布されたこと及び、野洲市国民健康保険の税率が変更されたことに伴い、野洲市国民健康保険税条例について、所要の改正を行う。

⑤ 野洲市税条例の一部を改正する条例について

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、野洲市税条例について、所要の改正を行う。

→たばこに関する税率の改正は、新しい製品が出てきたことによるものか。法改正の趣旨を整理しておくこと。

⑥ 野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例について

西河原字上ダイ地区の地区計画区域を追加すること、また、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことにより、野洲市都市計画税条例について、所要の改正を行う。

⑦ 野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

土地基本法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、野洲市国民健康保険税条例について、所要の改正を行う。

⑧ 令和元年度野洲市生活困窮者支援事業実績報告について

生活上の複合的な問題を抱える生活困窮者等を対象に、自立した社会参加を目指した支援を実施している。令和元年度の新規相談受付人数は270人であり、コロナウィルスの影響が出るまでは景気が良かったこともあり、前年度より45人減となった。また、就労決定者は延べ98人であった。

⑨ 令和元年度プレミアム付商品券販売事業の実績について

令和元年度における消費税率の引上げによる影響の緩和及び地域における消費の喚起と下支えを目的としたプレミアム付商品券販売事業については、販売人数が3,302人（対象人数の39.81%）であった。

→未換金とされている中には、店側の換金忘れも含まれているのか。

→含まれている。

→実際の利用率はもう少し高くなるため、そのことも説明しておくこと。

→どういった制度に基づいて実施しているのか。法定受託事務なのか。確認して追記すること。

→事務コストは結果的にどれだけ使ったのか。今後の事務にも影響があり、評価しておく必要があるため、分かる範囲で整理しておくこと。

⑩ 野洲市介護保険条例の一部を改正する条例について

介護保険料については平成27年度から、消費税を財源とする公費を投入して低所得者の負担軽減を行っていたが、令和元年10月に実施された消費税率の引上げによる財源を用いて軽減の拡充が行われることから、野洲市介護保険条例について、保険料を引き下げる改正を行う。また、改正後の野洲市介護保険条例の規定は、令和2年度分の保険料から適用するものとする。

→この軽減はこの先も適用されるのか。

→保険料は3年毎に改定しており、令和2年度はその3年目にあたることから、この改正は今年度に限った措置である。ただし、この軽減措置は消費税増税分を充てて実施されていることから、次年度以降についてもその考え方は踏襲されると思われるが、現時点での政令等の詳細は未定である。

⑪ 野洲市都市計画マスタープラン タウンミーティング参加者募集に係る広報原稿について

都市計画マスタープランのタウンミーティングについて参加者を募集するため、その内容につ

いてお知らせする。各学区で2回ずつ実施し、1回目は5月から6月にかけて実施する。新型コロナウイルス感染症対策のため、換気や消毒等の安全対策を講じて開催する準備を進めている。感染拡大等により状況が変わった場合には、延期又は中止について検討する。

→裏面は各地域の課題を庁内で議論し、各学区の課題の一例を挙げたものであるが、これにとらわれずに自由に議論をしていただく。

⑫（仮称）新永原第2団地建替基本設計完了報告について

昨年度実施した（仮称）新永原第2団地建替基本設計業務が完了したので報告する。4棟を3棟に統合するが、戸数は6戸増となり、機能的でメンテナンス性や安全性が高く、バリアフリーに対応した住宅への建替えを計画した。

→昨年12月の議会全員協議会で基本的な建物レイアウトや平面配置について報告していることを追記しておくこと。

⑬ 野洲市空家解体促進事業補助金について

市民の安全・安心の確保、住環境の改善及び良好な景観の促進を図ることを目的に、市では空家の解体を推進するため、市内における危険な空家の解体工事を実施する所有者等に対し費用の一部を補助する。

→申請から交付までどれくらいの期間がかかるのか。

→交付は解体工事が完了した後となるため、一定の期間はかかることになる。

→市内の空家で危険度が高いものは自治会長から情報提供を受けてリストアップできており、そこから漏れるものでなければ、申請からのタイムラグは小さくできる。

⑭ ため池ハザードマップについて

ため池の防災・減災対策の推進を図るため、万が一ため池が決壊したことに備えて被害想定区域や避難場所等の周知を目的とする、ため池ハザードマップを作成した。作成したため池ハザードマップは、被害想定区域の自治会の全戸に配布した。また、ホームページでの公表も行う。

→辻ダムが入っていないが、リスクはないのか。

→リスクはあるが、一級河川であり県の管理となるため対象外としている。

→位置付けされていないが、市民にとっては危険であり、地域の問題としては解決していない。県で責任を持って進めるようアクションしておく必要があるのではないかと。辻ダムについては、土地利用も含めて整理しておくこと。

⑮ 野洲市指定文化財の指定について

野洲市文化財保護審議会の答申に基づき、令和2年4月22日付にて、黒漆金銅装神輿、九曜文網代張黒漆神輿、兵主神社本殿附獅子口、以上3件の文化財を野洲市指定文化財に指定する。このことにより、野洲市の市指定文化財は計73件となる。

⑯ 新型コロナウイルス感染症にかかる社会教育施設の当面の対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、各社会教育施設の運営について、施設開放の中止や貸館自粛の要請等の対応を行う。ホームページにも各施設の対応について記載する。

→エレベーターのボタンやタブレット等を介した感染が報告されており、図書館もリスクがあるのではないかと。県内の他の図書館はどのような状況か。

→県立図書館は閉館を検討中と聞いているが、他でも実際に閉館されたところはまだない。野洲図書館としては、一人当たりの滞在時間を短くし、できるだけこまめに消毒するという対策を取っている。本の消毒については、数が多すぎて対応できないため、借りた人に図書館で消毒してもらうことも検討している。

→市民の行き場所がなくなってしまうため、できれば図書館は閉めたくない。しばらく状況を注視し、手洗いや自らの消毒の励行等により対応する。

→体育館の現場での危機感が強い。4月27日に開催する社会教育施設の施設長会議において、閉める判断をしたいと考えている。

→活動する場がなくなることは問題だが、クラスター発生のリスクが最も高い状況であることから、閉館について管理者で検討されたい。

⑰ 全員協議会への提出事項

4月24日（金）開催全員協議会に報告事項10件、会議結果報告事項2件、連絡事項1件を提出する。庁議に付議されていない案件については、次回の部長会議が最終となるため、付議されたい。

3. その他伝達事項

○ 新型コロナウイルス感染症対策のため、職員にはマスクの着用や健康管理を推奨しているところだが、更なる対策として時差出勤の実施を検討している。業務に支障のない範囲で7時30分から9時30分の範囲で30分ずつずらして出勤することを可能とする内容で、本日中に詳細をお知らせする予定である。なお、開庁時間の変更は行わない。（総務部）

→庁内への周知はどのように行うのか。

→イントラ掲示板に掲載する。

○ 小中学校と幼稚園について、4月14日から5月6日まで臨時休業措置とする。預かりについては、3月と同様に給食を提供して実施する。（教育委員会）

○ 守山野洲医師会から、もっと市と連携したいとの申し入れがあったため、先方には健康福祉部長及び健康推進課と接点を持ってもらうよう返答した。

○ 市立野洲病院では新型コロナの患者は受入れないが、県立総合病院で新型コロナ患者を受入れる際に病床を確保するため、野洲病院での通常患者の受入れについて協力要請があったか。また、要請があった場合に通常患者の受入れは可能か。

→現在のところ要請はない。また、通常患者の受入れは可能である。

4. 次回部長会議の予定

4月20日（月）8時45分～ 第1委員会室